

東京都シルバーバス条例の一部を改正する条例（案）

東京都シルバーバス条例（平成十二年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東京都日暮里・舎人ライナー」の下に「並びに多摩都市モノレール株式会社が運行するモノレール及び株式会社ゆりかもめが運行する電車」を加える。

第四条中「費用として」の下に「、所得に応じて」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（提案理由）

バスの発行の対象者の所得に応じて費用の負担区分を増やすとともに、多摩都市モノレール株式会社及び株式会社ゆりかもめを運送事業者に加える必要がある。

東京都シルバーパス条例（平成十二年東京都条例第百十三号）新旧対照表

	改 正 案	現 行
第一条 (事業の支援)	第一条 (略) (事業の支援)	第一条 (現行のとおり) (事業の支援)
第二条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところに従い高齢者がバスを利用することにより一般乗合旅客自動車（東京都交通局が運行する電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナー並びに多摩都市モノレール株式会社が運行するモノレール及び株式会社ゆりかもめが運行する電車を含む。以下同じ。）に乗車できるよう以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。	第二条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところに従い高齢者がバスを利用することにより一般乗合旅客自動車（東京都交通局が運行する電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナーを含む。以下同じ。）に乗車できるようする事業を行う者として、知事が指定するもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。	第二条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところに従い高齢者がバスを利用することにより一般乗合旅客自動車（東京都交通局が運行する電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナー並びに多摩都市モノレール株式会社が運行するモノレール及び株式会社ゆりかもめが運行する電車を含む。以下同じ。）に乗車できるようにする事業を行う者として、知事が指定するもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。
第三条 (現行のとおり) (費用の負担)	第三条 (略) (費用の負担)	第三条 (現行のとおり) (費用の負担)
第四条 対象者は、バスの発行を受ける際に、バスの利用及びバスの発行に要する費用として、所得に応じて規則で定める額を負担するものとする。	第四条 対象者は、バスの発行を受ける際に、バスの利用及びバスの発行に要する費用として規則で定める額を負担するものとする。	第四条 対象者は、バスの発行を受ける際に、バスの利用及びバスの発行に要する費用として規則で定める額を負担するものとする。
第五条から第十条まで (現行のとおり)	第五条から第十条まで (略)	第五条から第十条まで (略)